

総社市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第15号

総社市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する条例の一部を改正する条例

総社市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する条例（平成25年総社市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（事業者の指定に関する基準）</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号の<u>条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（法第8条第23項に規定する複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）と、法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。</u></p> <p>2 前項に規定する法人等は、運営について総社市暴力団排除条例（平成23年総社市条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団の関与を受けていないもので、法第70条第2項第6号に規定する役員等が同条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないものとする。</p>	<p>（事業者の指定に関する基準）</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号及び第115条の12第2項第1号の<u>条例で定める者は、法人とする。</u></p> <p>2 前項に規定する法人は、運営について総社市暴力団排除条例（平成23年総社市条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団の関与を受けていないもので、法第70条第2項第6号に規定する役員等が同条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないものとする。</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。